

がいこくじんとうこうどうだん      さいたま      とうだん  
 「外国人総合相談センター埼玉」への相談から  
 あたら      ざいりゅうかんりせいで  
**Q.33) 新しい在留管理制度について**  
 (4) “Q & A” - 2

**Q.1)** 3か月以上日本に在留することが許可された外国人が、成田・羽田・中部・関西の4国際空港から新規に出国した場合、空港で「在留カード」が交付されるそうですが、待ち時間がすごく長くなるということでしょうか？

**A.)** 在留カードを交付する空港の上陸審査場は、観光や商用など入国者の大部分をしめる一般の外国人審査ブースとは別になっています。そこでは、カードの印刷、記載内容の確認、居住地届出の案内などがされますが、このうち印刷時間は1分もかかりませんので、待ち時間がすごく長くなることはないと思われます。ただ、時期や時間帯にもよるので、はっきり何分くらいとは言えないでしょう。

**Q.2)** 「在留カード」の不正使用についての罰則規定はありますか。

**A.)** 在留カードを偽変造したり、偽変造したカードを使ったり、誰かにあげたり、もらったり、持っていたり、偽変造の準備をした場合についての罰則、他人名義の在留カードを使ったりした場合の罰則、自分名義の在留カードを他人に貸したり、あげたりした場合の罰則があります。また、これらの行為をしたり、そのおかししたり、またはこれを助けた場合は、退去強制の理由になります。

**Q.3)** 「在留カード」は、いつも持ち歩いている必要がありますか。もし、持っていなかった場合には、どのような問題（罰則）がありますか？

**A.)** 在留カードは、いつも持ち歩いていることが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官などから提示を求められたときは、提示しなければなりません。パスポートを持っていても、在留カードの代わりにありません。在留カードを持っていなかった場合は、20万円以下の罰則、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることもあります。

また、仕事やアルバイトを探するとき、アパートを借りるとき、携帯電話などの契約をするとき、銀行口座をつくる時など、日常生活の様々な場面で、在留カードの提示を求められることがありますので、必ずいつも持ち歩くようにしてください。

\*16歳未満の人は、在留カードをいつも持ち歩く必要はありません。

**Q.4)** 「在留カード」「住民票」の氏名表記はアルファベットだけですか。

**A.)** 在留カードは、アルファベット表記が原則ですが、漢字氏名も一緒に載せることができます。ただ、その漢字は、日本語の漢字に置き換えて表記されます。漢字氏名に変更が生じた場合は、変更届をしなければなりません。住民票の氏名欄にも、在留カードと同じアルファベット表記と漢字表記の氏名が書かれますが、さらに「通称名」を書く欄もあり、社会生活上日常的に使っている通称名を登録することができます。

**选自埼玉外国人総合相談センターの咨询**  
**问题33) 新的在留管理制度**  
 (4) 问和答 2

**问题1)** 根据新的在留管理制度，外国人在成田机场、羽田机场、中部机场、关西机场新入境获得上陆许可成为中长期(三个月以上)居留者，会获发“在留卡”。中长期居留者是不是要在机场陆上审查部门等发放在留卡的手续完毕等很长时间？

**答：**应该不需等很长时间吧。因为在这些机场入境的外国人，大部分都是以旅游、商务为目的的，中长期居留者却不多，且中长期居留者的上陆入境审查部门，与旅游商务者分开。审查部门会给中长期居留者办理印刷制作在留卡、确认其记载内容、解释居住地申请的方法等，且印刷制作在留卡不会超过一分钟。但是由于时期或时间的一些不确定因素，具体要等多长时间无法断言。

**问题2)** 违法使用在留卡，是否会被处罚？

**答：**伴随新的在留管理制度的引进，设定了以下处罚条例。凡伪造涂改在留卡、使用伪造的在留卡，或把它送给别人、向别人索取伪造的在留卡或携带伪造的在留卡、策划伪造在留卡时的处罚；使用别人名义的在留卡、把自己名义的在留卡借给别人、或送给别人时的处罚条例。还有以上这些违法行为者、唆使者、协助者都会成为被强制递解出境的对象。

**问题3)** 外国人是否应该随身携带在留卡？未携带者会受到如何处罚？

**答：**外国人应该随身携带在留卡，应入国审查官、入国警备官、警察官的要求，提示在留卡。护照无法代替在留卡。未携带者会被处以20万元以下的罚款。如果没有应要求提示在留卡，则会被处以一年以下的徒刑或20万元以下的罚款。

还有，找工作、租房间、签订手机合同、办理银行账户等要提示在留卡的机会多，应该随身携带在留卡。

\*未满16岁者无需随身携带在留卡。

**问题4)** “在留卡”及“住民票”上只用拉丁字母记载姓名吗？

**答：**在留卡上的姓名原则上用拉丁字母记载，也可以一并用日本汉字记载。日本汉字姓名要变更，则办理变更申请手续。“住民票”的姓名栏也跟“在留卡”一样用拉丁字母和日本汉字一并记载姓名，还有“通称姓名栏”，同时可以登录注册社会生活中平时通用的称呼。

**例：张 玉莲 → 張 玉蓮**